

## ▶がけ地に近接する危険住宅の補助

対象	補助金額
次の全てに該当するもの ▷対象の区域にある住宅であること。 ▷対象の区域に指定されるよりも前に着工された住宅であること。 ▷このがけ地近接の補助事業による補助を受けていないこと。	▷除却などによる経費 ※80.2万円を限度。 ▷移転による建設または購入をする資金の借入金利(年利率8.5%を限度)相当額 ※建物319万円/戸、土地96万円を限度。
	募集件数
	1件程度

住宅の所有者が行う危険住宅の除却や移転工事に対し、市が費用の一部を補助します。

## ▶土砂災害対策工事の補助

対象	補助金額
次の全てに該当するもの ▷対象の区域にある建築物であること。 ▷対象の区域に指定されるよりも前に着工された建築物であること。 ▷改修前の建築物が構造基準に適合していないこと。 ▷改修後の建築物が構造基準に適合していること。 ▷この土砂災害対策の補助事業による補助を受けていないこと。	工事費の対象は330万円を上限とし、その対象の23% ※75.9万円を限度。
	募集件数
	1件程度

建築物の所有者が行う土砂災害対策工事に対し、市が費用の一部を補助します。

## ▶老朽危険空き家の解体の補助

対象	補助金額	対象工事	募集件数	募集期間
次の全てに該当する空き家の所有者もしくは相続人など ▷市内にある空き家で、不良度判定基準を満たしたもの ▷木造であるもの ▷半分以上が住宅部分であるもの	解体工事費の3分の1 ※上限30万円。	補助対象空き家の全てを解体する工事	10件程度	7月31日(火)まで

### 問い合わせ先 まちづくり課 (☎43-7156)

補助は、それぞれ条件が異なりますので、ご相談ください。  
申請書はまちづくり課にあります。市のホームページから、ダウンロードすることもできます。

## ◎身体障害者・知的障害者福祉タクシーチケット

対象	持参するもの
▷身体障害者手帳を持ち、下肢・体幹・移動・視覚・腎臓の障害等級が1級～3級または呼吸器の障害等級が1級の人 ▷療育手帳①・A・②を持っている人 ※施設入所者は除く。身体障害者手帳3級または療育手帳②を持っている人は、市・県民税の所得割が世帯の誰にも課税されていない場合のみ対象。	▷身体障害者手帳 または療育手帳 ▷印鑑

申請・問い合わせ先 地域福祉課 (☎43-7148) または上下支所市民生活係 (☎62-2114)

## ◎精神障害者福祉タクシーチケット

対象	持参するもの
▷精神障害者保健福祉手帳を持っている人 ※上下町在住の人は、原則として上下保健センターで交付します。	▷精神障害者保健福祉手帳 ▷印鑑

申請・問い合わせ先 健康医療課元気づくり係 (リ・フレ内・☎47-1310) または健康づくり係 (上下保健センター内・☎62-2231)

# ○安全な暮らしを見直しましょう

近年、東日本大震災や熊本県・鳥取県でも大きな地震が発生しており、将来的には南海トラフ地震の発生が予測されるなど、いつどこで起こるか分からない地震への備えが必要とされています。

さらに、広島県は土砂災害の危険が高い地域でもあり、予期せぬ大雨・台風によるがけ崩れなどの災害にも、備えておく必要があります。

**補助制度を活用しよう**

府中市には、こうした災害に備えて、住宅の耐震改修などを行う場合の補助制度があります。

また、老朽化した危険な空き家の解体費用への補助制度もあります。倒壊や落下物による被害が発生した場合の責任は所有者にあるため、被害が出る前の対策が重要となります。

自然災害や空き家による被害は起こってからでは遅いため、早めの対策を考えてみましょう。

## ▶木造住宅の耐震診断費補助

対象	補助金額
次の全てに該当するもの ▷市内にある昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅であること。 ▷併用住宅の場合、半分以上が住宅部分であること。 ▷構造が木造在来軸組構法または伝統的構法であること。 ▷ツーバイフォー工法、プレハブ工法などは除く。 ▷地階を除く階数が2以下であること。 ▷市に登録された木造住宅耐震診断資格者に依頼して行う耐震診断であること。 ▷この耐震診断費の補助事業による補助を受けていないこと。	耐震診断経費の3分の2 ※4万円を限度。
	募集件数
	5件程度

住宅の所有者が行う耐震診断に対し、市が費用の一部を補助します。

## ▶木造住宅の耐震改修費補助

対象	補助金額
次の全てに該当するもの ▷市内にある昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅であること。 ▷併用住宅の場合、半分以上が住宅部分であること。 ▷構造が木造在来軸組構法または伝統的構法であること。 ▷ツーバイフォー工法、プレハブ工法などは除く。 ▷地階を除く階数が2以下であること。 ▷市に登録された木造住宅耐震診断資格者が、作成する計画書に基づいて行う、定める要件を満たす耐震改修工事であること。 ▷この耐震改修費の補助事業による補助を受けていないこと。	耐震改修費の2分の1 ※50万円を限度。
	募集件数
	2件程度

住宅の所有者が行う耐震改修工事に対し、市が費用の一部を補助します。

# ○各種福祉タクシーチケットをご利用ください

## ◎外出支援サービスおでかけタクシー券

対象	持参するもの
次の全てに該当する人 ▷おおむね65歳以上 ▷市民税非課税世帯 ▷地域的な事情または心身の障害・疾病などで公共交通機関の利用が困難 ▷通院のために月1回以上タクシーを利用する ※申請後、書類審査の上、交付決定します。	▷医療機関の領収書 ▷その通院に利用した往復のタクシー領収書(申請月または前月のもの) ▷印鑑

申請・問い合わせ先 長寿支援課 (☎40-0222) または上下支所市民生活係 (☎62-2114)

外出支援サービスおでかけタクシー券、身体障害者・知的障害者福祉タクシーチケット、精神障害者福祉タクシーチケットは、いずれか1つのみの交付です。ご注意ください。